第百九十回国会 参議院内閣委員会会議録第五号

平成二十八年三月二十四日（木曜日）
午前十時二分開会

委員の異動
三月二十三日
辞任　世耕　弘成君　補欠選任　滝沢　求君
三月二十四日
辞任　牧山ひろえ君　補欠選任　水岡　俊一君
田村　智子君　山下　芳生君

出席者は左のとおり。
委員長　神本美恵子君
理事　井上　義行君
上月　良祐君
相原久美子君
山下　芳生君
委員　石井　準一君
岡田　広君
岸　宏一君
酒井　庸行君
山東　昭子君
滝沢　求君
二之湯武史君
福岡　資麿君
風間　直樹君
藤本　祐司君
水岡　俊一君
山本　香苗君
江口　克彦君
山田　太郎君

衆議院議員
修正案提出者　緒方林太郎君
国務大臣
国務大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））　加藤　勝信君
副大臣
内閣府副大臣　髙鳥　修一君
大臣政務官
内閣府大臣政務官　高木　宏壽君
事務局側
常任委員会専門員　藤田　昌三君

本日の会議に付した案件
○理事補欠選任の件
○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（神本美恵子君）　ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日までに、世耕弘成さん、田村智子さん及び牧山ひろえさんが委員を辞任され、その補欠として滝沢求さん、山下芳生さん及び水岡俊一さんが選任されました。

○委員長（神本美恵子君）　理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（神本美恵子君）　御異議ないと認めます。
それでは、理事に山下芳生さんを指名いたします。

○委員長（神本美恵子君）　子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。加藤内閣府特命担当大臣。

○国務大臣（加藤勝信君）　子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
政府においては、待機児童解消加速化プランに基づく平成二十九年度末までの保育の受皿整備の目標を四十万人分から上積みし、五十万人分を整備すること等としております。また、従来の子ども・子育て支援に加え、夜間・休日勤務のほか短時間勤務の非正規社員など多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立に対する支援が求められております。
この法律案は、こうした状況を踏まえ、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずるものであります。
次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。
第一に、政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができることとするとともに、全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができることとしております。
第二に、内閣総理大臣が策定する子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針について、その記載事項に仕事・子育て両立支援事業を追加することとしております。
第三に、一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加するとともに、拠出金の率の上限を千分の二・五以内に引き上げること等としております。
その他、所要の規定の整備を行うこととしております。
なお、この法律案は、平成二十八年四月一日から施行することとしております。
以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（神本美恵子君）　この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員緒方林太郎さんから説明を聴取いたします。緒方林太郎さん。

○衆議院議員（緒方林太郎君）　ただいま議題となりました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして、御説明申し上げます。
第一に、政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとすることとしております。

第二に、その他所要の規定を整理することとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（神本美恵子君）　以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

三月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

（小字は衆議院修正）

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）」を「第四章　地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）　第四章の二　仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　仕事・子育て両立支援事業

第五十九条の二　政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2　全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

第六十条第一項中「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業」を「子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業」に改め、同条第二項第一号及び第五号中「及び地域子ども・子育て支援事業」を「並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業」に改める。

第六十九条第一項中「いう。）及び」を「いう。）、」に、「に充てる」を「及び仕事・子育て両立支援事業に要する費用（同項において「仕事・子育て両立支援事業費用」という。）に充てる」に改める。

第七十条第二項中「、賦課標準の予想総額及び」を「並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに」に、「並びに」を「及び」に、「千分の一・五」を「千分の二・五」に改める。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（検討等）」を付し、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二　政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（特別会計に関する法律の一部改正）

2　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「児童手当及び」を「児童手当並びに」に改め、「地域子ども・子育て支援事業」の下に「及び仕事・子育て両立支援事業」を加える。

第百十一条第五項第二号ロを次のように改める。

ロ　子ども・子育て支援交付金（子ども・子育て支援法第六十八条第二項の規定による交付金をいう。以下同じ。）及び仕事・子育て両立支援事業費

第百十一条第五項第二号ホ中「児童手当の」を削る。

第百十三条第三項中「及び同条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」を削り、「もの並びに」を「もの」に改め、「より国庫が負担するもの」の下に「及び第百十一条第五項第二号ホに掲げる業務取扱費で国庫が負担するもの」を加える。

第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」を「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」に改める。

第百二十条第二項第三号中「及び第五項」を削り、「国庫負担金の額」の下に「及び第百十一条第五項第二号ホに掲げる業務取扱費に係る国庫負担金の額の合計額」を加える。

附則第三十一条の二中「児童手当及び」を「児童手当並びに」に、「及び」を「並びに」に、「児童手当の業務取扱費」を「業務取扱費」に、「「執行に要する費用」を「業務取扱費で国庫が負担するもの」に改め、「事務の執行に要する費用」の下に「で国庫が負担するもの」を加え、「及び子ども・子育て両立支援事業費」に、「並びに子ども・子育て支援交付金」を「、仕事・子育て両立支援事業費」に、「「第五項」を「「に係る国庫負担金の額」に、「及び第五項」を「及び第五項の規定による国庫負担金の額」に改める。

附則第三十一条の三及び第三十一条の四中「地域子ども・子育て支援事業」を「仕事・子育て両立支援事業」に改め、「児童手当の」を削り、「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに」を「業務取扱費（子ども手当の業務取扱費を含む。）及び」に、「「執行に要する費用」を「「業務取扱費で国庫が負担するもの」に改め、「事務の執行に要する費用」の下に「で国庫が負担するもの」を加え、「及び子ども・子育て支援交付金」を「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」に改め、「並びに子ども・子育て支援交付金」の下に「、仕事・子育て両立支援事業費」を加え、「「第五項」を「「に係る国庫負担金の額」に、「第十八条第二項」を「第十八条第二項の規定による国庫負担金の額」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

3　前項の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十八年度の予算から適用し、平成二十七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（政令への委任）

4　前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十八年四月十五日印刷　平成二十八年四月十八日発行　参議院事務局　印刷者　国立印刷局　A